

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2018年4月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Circular No.25/2018/TT-BTC(2018年3月16日付)の公表: VAT、CIT 及び PIT に関する多くの新規規定についてのガイドライン

1. VAT、CIT 及び PIT に関する多くの新規規定に関するガイドラインを定める Circular No.25/2018/TT-BTC

ベトナム財務省(Ministry of Finance)は、先般、2017年12月15日付 Decree No.146/2017/ND-CP(以下「Decree 146」)並びに2014年6月18日付 Circular No.78/2014/TT-BTC 及び 2013年8月15日付 Circular No.111/2013/TT-BTC の各条文の改正及び補足に関するガイドラインを定めるものとして、2018年3月16日付で Circular No.25/2018/TT-BTC(以下「Circular 25」)を発表した。

主な改正内容は、以下のとおりである。

(1) 付加価値税(以下「VAT」)

1) VAT 対象外の物品及びサービス

- Circular 25 は、VAT の課税の対象とならない追加の物品及びサービスについて詳述している。例えば、
 - 輸出品として、他の製品に加工されていない資源及び鉱物、及び
 - 輸出品として、**主原料**としての資源及び鉱物から**直接**加工されている物品、すなわち、資源及び鉱物の原価とエネルギー原価の合計額が、製造原価の51%を上回るもの。ただし、Decree 146 第1条第1項に定めるケースを除く
- 上記の51%超の基準を判断する際に加工される資源及び鉱物の原価の算定上、含めない費用を列挙している。
- 上記の原価比率を確定する一助となるべく、必要があれば、税務当局及び関係省庁に対して企業の製

品仕様及び製造プロセスを再調査することを要請している。

2) 物品及びサービスの輸出に係る税金の還付

Circular 25 は、輸入された後に保税地域において輸出される物品に係る VAT 還付について詳細なガイダンスを定めている。

しかし、Decree No.146 発効前に生じる、輸入された後に輸出される物品の仕入 VAT(インプット VAT)の取扱いについてのさらなるガイダンスは定めていない。

(2) 法人税(CIT)

Decree 146 において導入される改正とは別に、Circular 25 において、他社から全部又は一部の資本移転を受ける場合の固定資産の減価償却に関する損金算入要件についての規定を補足している。

(3) 個人所得税(PIT)

Circular 25 は、その譲渡が課税対象となるその他の証券に関する規定を明らかにしている。

証券法第6条第1項に定められている課税対象となる証券に追加される証券として、権利、ワラント、コールオプション、プットオプション、先物、有価証券及びインデックスが含まれることになる。

2. 適用関係

- Circular 25 は、2018年5月1日付で効力を生じる。
- Decree 146 の対象となる取引で、2018年2月1日以降に行われた取引は、Decree 146 及び Circular 25 のガイダンスの適用を受ける。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 qtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

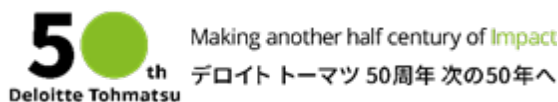
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001